

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	平成26年8月4日（月曜日）午後2時から午後3時30分まで
開催場所	田無庁舎 102会議室
出席者	出席委員：横澤委員、岡本委員、横道委員、長谷川委員、河野委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：総務部管財課長、管財係長、教育部学校運営課課長補佐、施設係主事 事務局：総務部総務法規課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主事
議題	防犯カメラの設置状況等について（報告）ほか
会議資料	資料1 防犯カメラの設置状況等について 資料2 番号法関係資料
記録方法	全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは議題1 会長職務代理の指名について審議する。 岡本委員の長期海外出張に伴い、職務代理者が不在となるため、岡本委員の職務代理の職を解き、後任の会長職務代理者に横道委員を指名したい。</p> <p>○各委員： 異議なし。</p> <p>○会長： 次に議題2 防犯カメラの設置状況等（報告）について審議する。事務局の説明を求める。</p> <p>「事務局より説明」</p> <p>○会長： 事務局の説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委員： 青嵐中学校の利用目的欄に「賠償請求・市民」との記載がある。この案件については、事件捜査のため警察が閲覧したのではなく、市民が映像を閲覧したのか。</p> <p>○説明員： 市民と学校職員の衝突事故が発生し、相手方から開示請求があったため、閲覧を認め</p>	

たものである。

○委員：

警察官が立ち会って閲覧したのか。

○説明員：

立ち会ってはいない。

○委員：

実際に事故の様子は写っていたのか。

○説明員：

把握出来ていない。

○委員：

防犯カメラが設置されている施設内での事件でなくとも、付近で起きた事件であれば警察の依頼に応じて映像の閲覧を認めているのか。

○説明員：

全てにおいてではないが、検討のうえ、捜査上必要と認めた場合は、応じている。

○委員：

記録された映像は、何日間保存されているのか。

○説明員：

7日間である。その後は、新たな映像に上書きされる。

○委員：

警察に閲覧の協力をした事件は、解決につながっているのか。

○説明員：

捜査経過に関して警察からの報告はないため、把握していない。

○委員：

閲覧を認めるかどうかは、誰が判断するのか。

○説明員：

所属の所長が判断する。例えば、学校であれば校長、図書館であれば館長である。

○委員：

以前と比較して、防犯カメラの閲覧・利用件数は増えているのか。

○説明員：

以前に比べて増えていると思われる。防犯カメラの映像が犯人特定に繋がった事件等が報道されたことも、影響しているのではないかと考えられる。

○委員：

今後、防犯カメラの設置台数を増やしていく予定はあるのか。

○説明員：

今年度中に、全保育園への設置を予定している。

委員：

設置には、1台につきどの程度の費用が掛かるのか。

○説明員：

カメラの種類、設備をする場所、工事の手法等によっても変わってくる。

○委員：

表には旧田無市の区域内の学校が記載されていないが、一部の学校にしか設置されていないのか。

○説明員：

表には事件捜査等のため映像を外部提供した案件のみ記載している。防犯カメラ自体は、旧田無市の区域内の小中学校にも設置されている。

○委員：

事件捜査のために提供したと記載のあるものについては、閲覧の必要性の確認はきちんとされているのか。

○説明員：

警察から学校へ要望があり、捜査事項照会等に基づき閲覧の必要性を聞き取った上で利用されている。ただ今後、聴取の内容を紙面に残す対策は必要であると考えている。

○委員：

住吉小学校での閲覧の概要の記録には閲覧時間の記載がないが、他とは違う閲覧方法をとったのか。

○説明員：

時刻は不明だが、手続は同じである。

○委員：

捜査への協力の拒否は出来るのか。

○説明員：

依頼内容を検討し、必要性がない場合は、拒否することはできる。

○委員：

防犯カメラの設置をすること自体が、必要性があれば閲覧を認めるということになるのか。

○説明員：

犯人特定のために必要であると判断した場合は、閲覧を認めるということになる。

○委員：

外部提供については、依頼日、提供日時、方法、目的等を詳細に記録しておくべきである。開示の判断は校長などがするとしても、後で第三者が妥当性等を判断するためには、記録として残しておく必要がある。

○会長：

次に議題3 番号法について審議する。事務局の説明を求める。

「事務局より説明」

○会長：

事務局の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：

個人情報保護条例の改正については、西東京市だけではなく全国の自治体が行う必要があると思うが、標準的な改正例等はあるのか。

○説明員：

各自治体の条例により規定の仕方、文言、定義等が異なるため、共通の改正例はない。現行の各自治体の条例に番号法に関する規定はないため、個人番号の付番までには、どの自治体も改正が必要だと思われる。

○委員：

都内の市区町村で集まって検討する場はあるのか。

○説明員：

近隣の自治体との間で情報交換は行っている。

○委員：

外部への提供制限の説明の中で、「条例で定めるところにより、他の機関に」の例として、教育委員会を挙げていたが、番号法第9条第2項の範囲を超えていないのか。

○説明員：

番号法第9条は行政機関内部で利用する場合の規定であり、教育委員会の例を挙げた際に述べたのは、第19条第9号の外部提供についての規定である。

○委員：

特定個人情報保護評価は、いつまでに行うのか。

○説明員：

番号法第27条に「当該特定個人情報ファイルを保有する前までに」とあるので、遅くとも付番開始の平成27年10月1日までに行う必要がある。

○委員：

西東京市では、特定個人情報保護評価を実施すべき業務としてどのようなものを想定しているのか。

○説明員：

対象業務については、今後調査するが、転入・出生等により将来的に対象人数が 30 万人を超える見込みのある住民基本台帳業務、税業務等は、基礎項目評価と全項目評価を行う可能性がある。

○委員：

申請書類に個人番号を記載することが義務付けられるということだが、記載しなかった場合、何か罰則はあるのか。

○説明員：

義務のため記載がなければ受理することが出来ない。補正してもらうことになる。

○委員：

個人番号は、固定資産又は銀行口座の把握にも利用されるのか。

○説明員：

税を含めた負担の公平性や、給付の適正化を目的として、利用される。

○委員：

資料 6 に記載された対象人数 30 万人以上の場合の評価について質問したい。「基礎項目評価については、委員会に提出後、公表」とあるが、基礎項目評価は誰が行うのか。また、「行政機関等は全項目評価について国民の意見聴取を実施し、委員会の承認を受けた後、公表」について、全項目評価は行政が行うのか。基礎項目評価との関係はあるのか。最後に、「地方公共団体等は全項目評価について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表」について、補足説明をしてほしい。

○説明員：

まず、特定個人情報保護評価は、特定個人情報を保有する行政機関が自ら実施する。次の質問について、「委員会の承認を受けた後、公表」とあるのは、国の機関が保護評価を実施する際の説明であり、市の場合は、次の「全項目評価について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表」に該当する。調査の手順としては、まず基礎項目調査を実施し、保有する特定個人情報の人数等の要件により、全項目調査、重点項目調査等のうちどれを実施するかを判断する。全項目評価が必要な業務については、評価書を市が作成し、その内容について住民の意見を募集し、第三者機関による点検を受けることとなる。

○委員：

基礎項目評価のみを実施する際に、委員会と自治体の両機関が評価書を提出するのか。

○説明員：

市が提出するので委員会で提出する必要はない。

○委員：

基礎項目評価の準備は、始めているのか。

○説明員：

番号法で定める主務省令がまだ公布されていないため、調査中である。

○委員：

資料6の「委員会に基礎項目評価書及び重点項目評価書を提出後、公表」とあるが、ここでいう委員会は、地方公共団体であれば第三者機関を指すのか。

○説明員：

地方自治体の個人情報保護審議会等の第三者機関ではなく、国の特定個人情報保護委員会を指している。

○委員：

制度開始まで、時間的余裕があまりないように思える。スケジュールを整理し、次回の審議会で示してほしい。

○会長：

以上で本日の審議会は閉会とする。